



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本中世外記官人の研究 : 廷臣の参集の場と人的ネットワークの形成を中心に [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	大和田, 努
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12065号
Issue Date	2016-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61668
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Tsutomu_Owada_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 大 和 田 努

学位論文題名

日本中世外記官人の研究

——廷臣の参集の場と人的ネットワークの形成を中心に——

本論文は、中世前期から後期にかけての朝廷の文筆官僚（記録担当）である外記官人に焦点を当て、彼らの実態的な活動内容を追究したものである。これまでの朝廷研究においては、官司の枠組みを前提にして考えるのが主流であった。しかしながら、それが却って官人・官司の存在形態や、存立・存続条件の解明への視線を鈍らせる結果を招いたことは否めない。それゆえ、本論文はこの問題点を解消すべく、公私にわたる外記官人の日常的な参集の場に注目し、彼らの活動全般をあたう限り包括的に闡明して、外記官人のなりたちを解明した。すなわち、あえて外記という官司の外側から、外記官人の研究を進めることにしたわけである。

十世紀初頭からの王朝国家期以降、外記官職は特定の一族（中原氏および清原氏）に担われる現象が起こった。こうした特定官職が特定氏族に独占的に請け負われる現象は、外記のみならず朝廷の他官司にも現れ、たとえば弁官史や検非違使などにも検出される。佐藤進一氏はこの現象を「官司請負制」と名づけ、中世朝廷の特質をあらわす重要な指標だと論じた。こうした佐藤説が、以後の朝廷研究に大きな影響を与えてきたことは学界で周知の通りである。

しかしながら近年、こうした「官司請負制」論の克服を目指し、所論を展開しているのが遠藤珠紀氏である。第一に、かねてより指摘のあった内蔵寮・修理職など経済的官司に請負（独占的世襲）の要素が希薄である点を再確認し、第二に、かつて佐藤氏が挙げた官司に対しても再検討を加え、請負が徹底していない事例や、請負を開始する時期が従来の想定より後になる点などを指摘している。

遠藤氏の一連の研究によって、中世朝廷官司の運営形態が相当程度、明らかになった。しかし、官司をひとつの単位とする活動内容が、時の為政者による朝廷機構の整備の中でどのように位置づけられるのか、あるいはどのような統属関係にあるのかは、いまだに判然としていない。そこで本論文では、為政者（中世前期においては治天、中世後期においては室町殿）と外記官人との関係に留意しつつ、官司を超越した実態的な活動を、外記官人の人的ネットワークから追究することとした。その際に採った研究視角・手法は、冒頭にも述べたとおり、外記官人が日常的にどのような場所に参向し、誰と交流していたか、という点である。

第一章では、外記中原氏の家が中世前期を通じて分流し続けた理由を論点として、院評定制下における院文殿衆としての活動を論ずる。寛元四年（1246）に制度化した朝廷の議定・訴訟システムである院評定制において、外記官人は、月に六度の院文殿への参勤が定められ、同じく文殿衆であった弁官史小槻氏、検非違使中原氏、あるいは上級の廷臣からなる院評定衆、時には治天（朝廷を代表する上皇ないし天皇）と日常的に参会していた。鎌倉後期に訴訟業務が朝廷内で重要な役割となるなか、院文殿衆の持つ文筆官僚として文書処理能力が訴訟案件にも転用された。外記中原氏は院文殿に早くから中心的な役割を果たしており、多くの人数が文殿衆として参仕していた。院文殿は先例などの知識が蓄積・共有される場所であり、こうした場に参与することで、外記中原氏が中世前期に複数の家を分流させ、かつ外記の家として「請負」を維持しえたことが判明した。

第二章では、南北朝期から室町期にかけての六位外記の出自や動員をテーマに、外記局内部の請負のありようについて論ずる。当該期の六位外記は、ほとんどの場合いずれかの局務家が輩出するものであり、代々六位外記に任ぜられ、譜代化する家流も存在した。近年の研究は、局務家と六位外記とに業務上の差異を見出し、かつ六位外記が局務に従わない例もある点から、両者に懸隔を見、六位外記の相対的な独立性を主張している。しかしながら、六位外記の活動を精査すると、彼らは主人たる局務家の領地経営にも従事しており、六位外記はむしろ局務家の強い統制下にあったことがわかった。同時に、従来あまり論ぜられてこなかった局務家どうしの関係についても検討し、南北朝期・室町期それぞれの政治状況を踏まえて、大外記が他家の六位外記をどのように活用していたかを追究した。

第三章では、室町期の正親町流中原氏の、転法輪三条家・正親町三条家・三条西家・徳大寺家への頻繁な参向、および奉仕活動の実態について触れる。一般に太政官から先例引勘などの業務を請負うイメージの強い外記官人であるが、中世後期においては朝廷政務そのものが減少し、太政官の業務は僅かとなる。正親町流中原氏の歴代当主の動向を追うと、いずれも閑院流の上級の廷臣に対して外記の技能を活かした奉仕を行なっていたことが確認される。たとえば、朝廷儀礼における先例の紹介や儀式の習礼、漢籍の教授、あるいは文字の異同の確認や和歌の代作など、文筆面の総合的な顧問の役割を果たしていた様子が窺える。こうした奉仕の見返りとして、正親町流中原氏は、奉仕先が所持する所領から「芳志」として年貢を分与されたり、自身の訴訟や御訪の際の口添えを得られたりしていたのである。

第四章では、第三章と関連して、足利義教の寵臣であった正親町三条実雅に着目し、「公武統一政権」下の足利義教期～義政期における公武交渉の具体相に迫った。実雅は義教寵臣として知られ、義教期～義政期の政治局面において重要な役割を果たしたことでつとに有名だが、不思議なことに現在に至るまで専論が見られない。また、公武関係史の先行研究の多くは、機能論的古文書学の延長から、公武をつなぐ役割の伝奏について議論を深めてきたのだが、本章では、彼ら伝奏たちを陰から補佐ないし指導する存在として、実雅その人に注目する。その結果、義教寵臣として知られる実雅が、むしろ嘉吉の乱（義教暗殺事件）後に政治的重要性を増し、綸旨発給を円滑に遂行させる存在として活動していたことが判明した。本論文の主題たる外記官人たちも、実雅のサロンに参集していたことが知られる。彼らも、このような政権の中枢にあった人物に奉仕することで、中世後期を生き延びえたわけである。

第五章では、まず室町期の外記官人中原康富の隼人正領の経営について論じ、次にその経営をスムーズにした背景——主家たる清原氏、および幕臣・細川京兆家・典厩家（管領家およびその後見役）の被官人との諸芸能を通じた日常的な交流関係——について考察する。本章の主題である中原康富の家は、隼人正を代々世襲し、丹波に隼人正領を所有していた。室町期においては、守護の荘園侵略などにより、朝廷関係所領の不知行化・年貢未進が進んだが、康富は隼人正領の現地に自ら下向し、在地の負名層と参会し、年貢の散用をなすとともに、連歌会・憑子経営を行なって彼らの歓心を買った。また、京都にあっては、主家清原氏との関係をうまく活かして、細川京兆家被官人の清久定のほか、室町幕府の弓馬師範である小笠原長時と交友関係を構築した。幕府有力者とのつながりは、訴訟における口添えを期待できるなど、大きなメリットがあったのである。

最後に、本論文における検討結果をまとめ、かかる考察を今後さらに推し進めることで、本来の官司制度さえも逸脱した官人の動向を把握し、室町殿と天皇とをめぐり頂点的な室町期公武関係史の基層部分を解明していくことに寄与できるであろう、との展望が示される。